

## 申請書ダウンロードに掲載する様式名と内容

- 様式名 防火対象物使用開始届出書（様式第3）
- 届出理由等 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物をそれぞれの用途に使用しようとするものは、あらかじめ届出が必要です。
- 根拠条例等 佐久広域連合火災予防条例第48条及び同施行規則第11条関係

### ○届出書提出時の注意事項等

項目	内容
提出書類	防火対象物使用開始届出書
(様式) サイズ	日本産業規格A4（熱転写用紙は不可）
提出時期	使用開始又は、用途を変更しようとする7日前まで
提出者	防火対象物をそれぞれの用途に使用しようとする者
代理の可否	可能
提出方法	直接窓口へ
受付窓口	所轄の消防署予防係
お持ちいただくもの	なし
費用	不要
お渡しするもの	なし
問い合わせ先	上記受付窓口と同じ
注意事項等	防火対象物の配置図、各階平面図、消防用設備等の設計図書（消火器、避難器具等の配置図を含む）を添付し提出して下さい。
備考	2部提出してください。審査した上で押印し1部返却します。